

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 153 号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(産業廃棄物税の更正等の通知)</p> <p>第 19 条 法第 733 条の 16 第 4 項、<u>第 733 条の 18 第 5 項</u>又は 第 733 条の 19 第 4 項の規定による通知は、産業廃棄物税 更正、決定 加算金決定 通知（納税の通知）書（様式第 9 号）により行 うものとする。</p>	<p>(産業廃棄物税の更正等の通知)</p> <p>第 19 条 法第 733 条の 16 第 4 項、<u>第 733 条の 18 第 6 項</u>又は 第 733 条の 19 第 4 項の規定による通知は、産業廃棄物税 更正、決定 加算金決定 通知（納税の通知）書（様式第 9 号）により行 うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。